

- 1 「入学予定者氏名」及び「保護者氏名」は、必ず本人がそれぞれ署名すること。
- 2 保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合、速やかに入学辞退届を志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出（入学予定者証明書が交付されている場合は併せて提出）すること。その際、受検票を持参すること。
- 3 用紙の大きさは、A4判とすること。
- 4 本用紙は、複写（コピー）して使用してもよい。